

## [事案 22-55] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 12 月 22 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人(証券会社職員)が判断能力のない独居老人に対し十分な説明もせずに、必要のない変額年金保険を 2 件加入させたとして、契約取消しと一時払保険料の全額返還を求め申立てがあった。

### <申立人の主張>

平成 19 年に証券会社の店頭を訪れたところ、募集人から勧誘を受けて保有株式を売却させられて 2 件の変額個人年金保険に加入したが、当時 79 歳であり、投資型保険の仕組みやリスクを理解する能力が無かった。証券会社の店頭へ赴いたのは、遺言書作成のため保有株式の確認をする目的であり、遺言の目的は兄 2 人へ財産を残すためであったが、募集人は遺言による方法等適切な助言をすることなく、あたかも本件契約が申立人に有利であるかのように誤信させ、保有株式を売却させて契約を締結させた。

また、変額個人年金保険は、高齢者に販売するべきものではなく、下記のとおり申立人に必要のない契約であり、募集人の募集行為は適合性の原則に反している。すでに解約済みの契約(申立契約 1)については支払済保険料と解約返戻金との差額を、継続中の契約(申立契約 2)については契約を取消無効とし、払込保険料を全額返還してほしい。

- (1) 保険金受取人は自分より高齢な兄 2 人であり、一般的に考えて自分の死亡時に生存する可能性が低く、兄に財産を譲りたいという意思に合致しない。
- (2) 一般的に、高齢者は、財産に流動性を持たせて生活環境の変化に備える必要があるが、本件商品は 10 年据置きで、契約諸費用や解約手数料等が必要で、解約時に損失を被る可能性が高い。
- (3) 解約時に元本保証がない。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、保険契約締結にあたって適切な募集行為がなされている以上、請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、申立人に対して本件契約を提案したのは、申立人が最初に説明したニーズ(株式は配偶者から相続したものであって特に使う予定はない、および、推定相続人である申立人の兄 2 名に株式のまま相続させる予定である、という相続ニーズ)に合致していると考えたためであり、申立人のニーズに合致している。また、相続税法 12 条(生命保険金控除)の非課税枠の活用などの申立人のニーズに合致した助言を行っている。
- (2) 募集人は、申立人に対して保険契約の内容・リスクについて各種資料を使用しながら繰り返し丁寧に説明している。
- (3) 申立人は、正常な判断により保険契約のメリット、デメリットを把握し、他の保険商品とも比較検討した上で、自らの意思により保険契約を締結している。
- (4) 申込書には、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」・「ご契約のしおり・

約款」に記載した大切な事柄をご理解いただいたうえで押印してください」との文言もあり、当該申込書に申立人自身が自署・押印している。

#### <裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は不明だが、本件契約を勧誘することが適合性原則に反するので、①申立契約1については、不法行為（民法709条）に基づき支払済保険料と解約返戻金との差額の損害の賠償を、②申立契約2については申立人の判断能力が劣っていることに突け込んだ契約で、公序良俗に反する契約であることを理由に契約の無効を主張するものと理解し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

その結果、下記のとおり、申立人の主張には法律的な理由がないことから、申立内容は認められず、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

#### 1. ①の主張について

下記(1)～(3)のとおり、本件契約を勧誘すること自体が適合性の原則に著しく反するとは認定できない。

- (1) 申立人が主張する適合性の原則に反するという理由は、投資経験のない高齢者には投資の危険が理解できず、また、運用期間が10年の長期であり、途中解約の場合には元本保証がない等のリスクがあることによる不利益を高齢者は十分理解できないから、高齢者に販売してはならないというものだが、本件契約によって申立人が被る不利益は、説明が適切になされるならば高齢者であっても容易に理解できる。また、本件商品は、自ら株式運用をするのではなく、相手方会社に株式運用を委ねるもので、株式の相場は上下するものであり、利益を生むことも損失を被ることもあるという常識的な知識があれば、その詳細な運用の構造が理解できなくとも、自分の利益不利益は予想できるものであり、特段の投資経験を必要とするものではない。
- (2) 高齢者への社会的な配慮は当然必要だが、高齢者であるという一事をもって、自分の財産の処分の自由、利殖の自由を否定することはできないことから、特に専門的知識や経験、能力がなければ適切な判断ができない商品や、著しく危険性の高い商品であるならば、「適合性の原則に著しく逸脱した」ということになるが、本件商品は、「死亡保障」、「年金の支払い」に関し元本保証の定めがあり、著しい危険がある商品とは到底判断できない。
- (3) 申立人は、「兄に資産を分け与えるという目的であったが、変額個人年金保険はその目的に不相当であって、募集人は遺言の方法を助言するべきであった」と主張（広義の適合性原則の主張）するが、申立人は遺言のために証券会社が保管する株式の残高を問合せに行ったというのであり、遺言による相続分の指定あるいは遺贈については知識を持っていたと推定され、法律の専門家ではなく、申立人の家族関係や資産状況も知らない募集人に申立人の状況に適合した適切な法律的助言を求めることは無理であり、助言をする法律的義務もない。この点でも募集人に前記広義の適合性原則に反する説明義務違

反を認めることはできない。

2. ②の主張について

申立人の判断能力が、本件契約当時、契約の意味を理解し、契約の可否を判断する能力が外形的にも著しく劣っていたにもかかわらず、募集人がこれにつけ込んで契約をなさしめたと認定する証拠は存在せず、この点の申立人の主張も認めることはできない。